

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 2 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 10 月 1 日（火）

<場所>

第一分庁舎 7 階 研修室 B

<出席者>

外部評価委員（13 名）

名和田委員、加藤委員、荻野委員、金澤委員、小池委員、小菅委員、小山委員、斉藤委員、中原委員、野澤委員、福井委員、藤野委員、鱒沢委員

事務局（5 名）

中山行政管理課長、大竹主査、三枝主査、担当 2 名

<開会>

【会長】

第 2 回新宿区外部評価委員会を開催します。

今回は、今年度の経常事業に係る外部評価の取りまとめを行った後、事業別行政コスト計算書について、事務局から説明を受けます。

では、経常事業評価の取りまとめを行います。

取りまとめは、本日お手元にお配りしている、各部会の取りまとめ意見を基に、今回と次回の 2 回行います。

本日は、各部会で「適当でない」とされた項目のある事業について取りまとめます。第 1 部会から順に、各部会長と事務局の各部会担当から「適当でない」と付いた項目について説明し、その後各委員から意見を出してもらい、外部評価を取りまとめます。

では第 1 部会からお願いします。

【第 1 部会長】

はい。第 1 部会は 20 事業の経常事業を担当し、378「地域防災コミュニティの育成」と 379「防災思想の普及」の 2 事業に「適当でない」と評価した項目がありました。

詳細は事務局からお願いします。

【事務局】

はい。

まず、378「地域防災コミュニティの育成」についてご説明します。

これは、町会、自治会等を母体に結成された防災区民組織に対し、その地域における自主防災体制の強化を目的とした、活動助成や防災ボランティアの育成を推進する事業です。

具体的には、区内防災区民組織に対し、組織独自の防災活動に必要な助成金の交付や、地域独自の防災マップ作成支援を行っています。

第1部会では、この事業の「手段の妥当性」について「適切」と、「事業の方向性」について「継続」とした内部評価に対し「適当でない」としました。

「手段の妥当性」については、「防災区民組織への助成上限額について、助成額が防災区民組織を構成する世帯規模を基準として5万円、6万円、7万円と定められている。しかし、組織ごとに事業内容に必要な機材などが異なるものであるため、組織の規模でなく実施する事業に見合った助成金を交付するなど、助成事業の内容を検討し必要に応じて見直しを図るべきである。」というご意見です。こちらについては、平成22年度の外部評価委員会でも同様の意見が出されましたが、見直しが図られていないため、改めて意見を出したものです。

「事業の方向性」については、「世帯規模で助成上限額を定める方法は、定額助成ありきである。真に事業目的にかなった活動に助成するものとは言い難い。このことは、平成22年度の外部評価委員からも指摘があったが、改善の方向が示されないのは適当でないと考ええる。」というご意見です。

378「地域防災コミュニティの育成」については以上です。

続いて379「防災思想の普及」についてご説明します。

区民の防災意識の啓発向上、地域での防災活動の活性化を図るため、防災イベントの主催や地域イベントにおける防災コーナーの出店、町会向けの防災講座の開催のほか、ハザードマップや避難場所地図、防災用品や住宅用火災警報器等のあっせん、パンフレットの配布等を実施している事業です。毎年1月15日から21日の防災とボランティア週間において、防災フェスタや講演会、防災パネル展等のイベントを実施しています。

第1部会では、この事業の「手段の妥当性」について「適切」と、「事業の方向性」について「継続」とした内部評価に対し「適当でない」としました。

「手段の妥当性」については、「防災とボランティア週間での講演会やイベントの実施が中心となっていると見受けられるが、防災思想の普及を図るためには、年間を通しての周知活動が重要と考える。年間スケジュールのもと、より一層の周知活動を実施してほしい。」というご意見です。

「事業の方向性」については、「防災思想を普及させるためには、常日頃からの周知活動が重要である。年間を通して事業を実施し、あらゆる機会を生かして普及に努めてほしい。区民の防災意識が高まるように事業を拡大し、より一層の周知と防災思想の普及が図られるようにすべきである。そのための指標を再考してもらいたい。」というご意見です。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

各委員からご意見、ご質問等があればどうぞ。

【第2部会長代理】

まず、378「地域防災コミュニティの育成」について、どこまで実態を把握したうえで評価したのでしょうか。活動内容の実績を基に補助額を決めることは、理屈としてはわかりますが、200ある町会に実績を出させて、実績と活動内容を集約して見るのは困難ではないのでしょうか。また、この見直しで補助額を減らされた場合、防災活動が立ち行かなくなる町会が出るのではないのでしょうか。現状を維持すべきだと考えます。

379「防災思想の普及」についても同様に、町会に年間スケジュールを組ませることは困難だと思います。町会は、4月総会に取り組み、5月になると赤十字募金、6月には衛生週間、8月はお祭りと、毎月区や関係団体からの依頼でイベントなどを行います。その中で、年間を通して防災活動をするのは不可能です。各月に重点目標を持ってやっているのが現状です。そういうことを第1部会は調査した上で評価したのか、疑問が残ります。

【第1部会長】

378「地域防災コミュニティの育成」については、実情に詳しい委員から意見をいただいた上で、例えば領収書を提出させるなど、活動内容に基づいた形で支給できないかという意見で取りまとめたものです。補助額を減らすという意図はありません。

379「防災思想の普及」については、自治会、町内会活動だけを視野に入れて評価をしたものではありません。学校、病院、事業者など、あらゆる現場で普及させていくための区からのアプローチが、年間を通してあったほうが良いのではないかという意見です。

【委員】

部会長の言ったとおり、この意見は予算をカットすることが目的ではありません。誤解のないようお願いします。実態として足りていないところもあると思うので、実態に即した補助を行ってほしいという意見です。

【委員】

平成22年度の補助事業評価の際に同様の意見を出しているとのことでしたが、補助事業評価と経常事業評価では、評価の視点も違うのではないのでしょうか。

【会長】

まず前提として、378「地域防災コミュニティの育成」については、内部評価で「事業区分」が「単独自治」となっています。自主防災組織については法律があって、それに対して補助金を出すのは各自治体の判断でやっているもので、補助の方法や金額などについては区が定めることができる事業です。

一方、379「防災思想の普及」については自主防災組織だけの話ではありません。性質が違うということを念頭に置いてください。

その上で、378「地域防災コミュニティの育成」に対する部会のご意見は、町会の規模による補助額の区切り方が適切なのかということに対して、大きな問題意識があるようです。ですから、一層そこにフォーカスした、補助額を減らしたい趣旨のものではないことを、よりはっきりとさせる形に整理してはいかがでしょうかと思います。

【委員】

そう思います。取り組んでいる内容は適当なのですから、問題意識を絞ったほうが良いのではないのでしょうか。

【会長】

それから、先ほどご指摘があったとおり、経常事業評価と補助事業評価では視点がやや異なります。ただし、視点が異なるとはいえ、かつて外部評価委員会として問題提起をした結果どうなったのかは重要です。

もう一つ、379「防災思想の普及」については、そのほかの多くの経常事業にもいえることなのですが、事業名がやや過大のように感じます。「防災思想の普及」という壮大な事業名に対して、やっているのはこれだけなのかという印象を受ける。それから、内部評価やヒアリングの説明が十分ではなく、何となくよくわからない。よくわからないままに「適当である」とすることはできないので「適当でない」と評価した。そういったところがあったように思います。

379「防災思想の普及」についての議論はそれに近いように感じます。「防災思想の普及」という、特に対象を防災組織に限っているわけではないような事業名ですが、やっていることは割と限定されているように内部評価は読めます。それで、いろいろな主体に対して、普及・啓発を年間通して行うべきという部会の意見と、町会に年間を通して普及・啓発させることは困難という意見に分かれてしまったのだと思います。部会の意見のとおり、様々な主体に対して普及・啓発していくという趣旨がこの事業の中にあるのならば、そういう記載をする必要があったと思います。

今回の評価については、第1部会がヒアリングや取りまとめを通してそのような趣旨だと捉えたということで、そこは尊重すべきだと思います。ですから、「自主防災組織だけではなく」といった表現を加えて、そういう誤解がないよう整理した上で、評価としては部会意見のとおりということではいかがでしょうか。

【委員】

事業名については本当に過大に感じます。379「防災思想の普及」は、実態としては防災とボランティア週間のためだけの事業になっていますから、それに特化した事業名にすべきだと思います。

【会長】

経常事業はそういう事業が多い印象ですね。

【委員】

だからおかしくなってしまう。「防災思想の普及」というテーマであれば、379「防災思想の普及」だけでなく、378「地域防災コミュニティの育成」も当てはまるはずです。3日程度のイベントにこれだけ大きなタイトルがついていること自体に違和感があります。

【委員】

人権、平和、男女平等などに係る経常事業も結構そうですね。すごく大きなタイトル

だけど、内容はイベントの開催だけというものがあります。

【委員】

副題を付けるなどの工夫が必要だと思います。

【会長】

では、事業名についてはこの事業だけの課題ではありませんから、外部評価報告書に例年設けている「今後に向けて」の項目などで総論的に問題提起することになります。

それから、379「防災思想の普及」の評価の内容に、先ほどの提案に加えて、事業名のとおり「防災思想の普及」という趣旨であれば、啓発対象はもっといろいろあるはずだが、内部評価からはそれが読み取れない。趣旨を明確にした文章にしてほしい。こういう意見を付すことでいかがでしょうか。

<異議なし>

では、次に第2部会です。

まず第2部会長代理からご説明をお願いします。

【第2部会長代理】

第1部会は20事業の経常事業を担当し、219「都市型軽費老人ホーム」の1事業に「適当でない」と評価した項目があります。土地が高額な新宿区にはなじまない事業ではないかと考えたためです。

詳細は事務局からお願いします。

【事務局】

はい。

219「都市型軽費老人ホーム」は、新宿区内において都市型軽費老人ホームの整備を促進するため、都市型軽費老人ホームの整備経費の一部を助成する事業です。

第2部会では、この事業の「手段の妥当性」「目的又は実績の評価」及び「総合評価」について「適切」とした内部評価に対し「適当でない」としました。

「手段の妥当性」については、「国や都の助成制度を活用することは妥当だが、それらは全国又は全都の市区町村を対象にしているものであり、不動産価格の非常に高い新宿区にそのまま適用しようとしても、整備事業者の負担はあまり軽減できないものとする。促進手法としてはいかがなものか。」というご意見です。

「目的又は実績の評価」については、「定員充足率100%をもって、目的達成と評価することはできない。これは、需要に対して供給が追い付いていないと見ることもできるのではないか。この視点から都市型軽費老人ホームの必要性に鑑み、目標を新たな都市型軽費老人ホームの建設とすべきである。」というご意見です。こちらを裏付けるデータとしては、東京都の現在の目標として、平成28年度までに全都で都市型軽費老人ホーム2,400名といった目標が立てられているのに対して、現在の整備数が800名程度にとどまっているという現状についてヒアリングで説明がありました。また、新宿区内の施設数は現在のところ1所にとどまっています。それから、内部評価で設定された目標・指標の1つ「都市型軽費

老人ホームの整備の促進」について、24 年度末の現況 1 所に対して、29 年度末の目標がバー（一）になっています。「都市型軽費老人ホームについては広報及び区ホームページで事業者を募集して、民設民営による整備を推進していく施設です。よって、参入希望のある事業者数を把握することが困難なため、目標の設定はできません。」といった理由ですが、これでは消極的、受け身な姿勢を受けてしまうといった議論になりました。

「総合評価」については「都市部の高齢者の住まい対策として必要な事業であることは評価するが、都市型軽費老人ホームについてニードがあることから、もっと積極的な推進が必要である。昨今問題となった、無届け有料老人ホーム等の問題に対応するためにも、低所得の高齢者でも安心して暮らせる住環境を区が積極的に確保することが大事ではないか。」というご意見です。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。

国や東京都も、地価が高いことは織り込んで補助額を想定していると思うのですが、それを踏まえた上でこういう評価がされたという理解で良いのでしょうか。

【第 2 部会長代理】

今のところ補助額は一律なのです。

実現すれば理想的なのですが、特に新宿区内では、民間が建てて民間が運営するのは困難だろうから、待っていても事業者の手は挙がらないと考えました。実際に 25 年度の建設予定案件はゼロ、26 年度も現在のところ希望はないということで、結果的には「適当でない」と評価をせざるを得ませんでした。

【委員】

おっしゃることは理解できました。ただし、現在の記載では、この事業はもうやらなくて良いようにも読めてしまいますから、表現を工夫して、新宿区で都市型軽費老人ホームを整備する可能性が広がるように工夫してほしいという趣旨がわかるようにしてはいかがでしょうか。

【第 2 部会長代理】

そうですね。きっと手を上げてくれる事業者はいるから、区民に積極的に呼びかけてほしいという趣旨です。

【会長】

では、区の姿勢はやや消極的に見られるので、高齢者区民の居住権を考えてほしいという、部会の気持ちが正確に区に伝わるように文章を工夫しましょう。

【第 2 部会長代理】

積極的な推進については記載したのですが。

【委員】

全体に、意見の口調が少し厳しすぎる印象を受けます。

【会長】

施策体系として、新宿区内に都市型軽費老人ホームの建設に係る事業はこれだけなのでしょうか。

【第2部会長代理】

はい。一步踏み出すような表現にしましょうか。

【会長】

そうですね。経常事業評価ですから、新しく全く別なことをやれとは言えませんが、基本的な区の姿勢が問題ではないか。特に、目標がバー（一）で評価と言えるのか、指標といえるのかということを指摘して、部会の気持ちが伝わるような書き方に工夫しましょう。

【委員】

「目的又は実績の評価」について「都市型軽費老人ホームの必要性に鑑み、目標を新たな都市型軽費老人ホームの建設とすべきである。」とあるとおり、新たな都市型軽費老人ホームの建設が重要なのだと思いますから、このニュアンスをもっと分かりやすく膨らませて、計画事業も含めて検討できないかという期待感をにじませた表現でいきたいですね。

【第2部会長代理】

ただし、あくまでも民間が作って民間が運営するのが理想ですから、その方向で進めてほしいということが基本です。区に建設してほしいということではないというところは抑えた表現にしたいと思います。

【委員】

ほかに手を挙げる事業者はいるのでしょうか。

【委員】

部会でも議論になったのですが、手を挙げる可能性はゼロではない以上、この事業がいらないという結論にはならないと判断しました。

それから、公有地の活用については、ヒアリングで高齢者施策全体として考える必要があるといったご説明がありましたので、そういったことも踏まえて整理しました。

【会長】

公有地についてはそのとおりですね。高齢者施策にはこの事業のほかにも、サービス付き高齢者住宅などいろいろありますから、施策全体のバランス、さらにいえば区政全体のバランスを考える必要があると思います。

まとめますと、まず評価については、外部評価委員会全体としても第2部会の考えを支持して良いと思います。その上で、委員会の意思、気持ちをどのように伝えるかという観点から、文言をもう一度工夫したいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

22年度から始まった事業ですから、もう少し推移を見る必要はあると思います。

【第2部会長代理】

そうですね。とはいえ、東京都全体でも目標の 3 分の 1 ですから、東京都も何か対策を考える必要はあると思います。

【委員】

おそらく現時点では、東京都も新宿区の特殊性までは精査できていないと推測できます。そういうことも含めて、今後どうしていくかという議論にしないと、いきなり新宿区だけ突っ走るわけにはいかないと思います。

【第 2 部会長代理】

そうですね。

【委員】

かなり複雑な事業のようですから、特に「適当でない」と評価するのであれば、こちらの想いがしっかりと伝わるように文章をよく考えないといけませんね。

【会長】

そうですね。私と部会長と事務局でしっかり調整したいと思います。

では、評価については第 2 部会の取りまとめのとおりとし、ただ今の議論を踏まえた意見を整理することによってよろしいでしょうか。

<異議なし>

次に第 3 部会です。

第 3 部会は 20 事業の経常事業を担当し、240「介護サービス事業者の質の向上」、15「コミュニティ推進員の活動」、17「地域センターの管理運営」、512「佐伯祐三アトリエ記念館の運営」、567「外国人への情報提供」の 5 つの事業に「適当でない」とした項目があります。詳細は事務局からお願いします。

【事務局】

はい。

まず、240「介護サービス事業者の質の向上」です。

介護保険法に基づき、保険者としての責務及び区民の福祉の向上を図る行政主体として、高齢者が安心して介護保険サービスを利用できることを目的として、介護サービス事業者の質の向上を図る事業です。

第 3 部会では、この事業の「目的又は実績の評価」について「適切」とした内部評価に対し「適当でない」としました。「事業の目標・指標として、『新宿区介護サービス事業者協議会の会員事業者数』を設定しているが、この指標で介護サービス事業者の質の向上を測ることはできないと考える。効果測定のための指標であるので、指標の設定をもっと工夫する必要がある。」といったご意見です。

次に、15「コミュニティ推進員の活動」です。

地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため、コミュニティ推進員を特別出張所に各 1 名配置する事業です。

第 3 部会では、この事業の「効果的・効率的」を「適切」とした内部評価に対し「適当

でない」としました。「事業の目標・指標を『10 地区内コミュニティ活動の活性化』としているが、そのアウトカムの内容は全く不明瞭で、単に『10 地区で実施している』という内容にとどまっている。これではコミュニティ推進員をおいていることと同義であり、指標の体をなしていない。コミュニティ推進員の配置の効果は、その性質上数値で表せないということだが、報酬を支払って人員配置しているのだから、その効果を測るためにも、指標の設定や定義づけを改善されたい。」というご意見です。

次に 17「地域センターの管理運営」です。

各地域センターの管理運営委員会を指定管理者に指定し、管理運営をお任せしているという事業です。

第 3 部会では、この事業の「効果的・効率的」を「適切」とした内部評価に対し「適当でない」としました。「各地域センターの設備や環境は地域ごとに異なり、利用率は地域ごとに差があるとの説明があった。確かに、各地域センター間には、施設規模や利便性等構造的な違いがある。そうした中で、事業の目標・指標を全地域センターの利用率の平均値とするのは、事業の効果を真に測ることができるのかという点で疑問があり、適切ではないと評価する。利用者の立場に立ったサービスが提供されるため効果的であると内部評価されているが、事業の結果としてあらわれるのは全地域センターの利用率の平均値であり、利用率から導き出すべき各地域センターの抱える課題が埋没してしまうのではないか。また、評価の前提となる各予算事業の分析においても、課題分析が画一的であり、真に効果的・効率的であるとは言い難い。各地域センターの運営が実際にどれだけ効果を発揮したのかということを知るような内部評価としてほしい。」というご意見です。

次に、512「佐伯祐三アトリエ記念館の運営」です。

指定管理者を指定し、佐伯祐三アトリエ記念館の管理運営をお任せしているという事業です。

第 3 部会では、この事業の「効果的・効率的」を「適切」とした内部評価に対し「適当でない」としました。「事業の運営方法は効率的であるように見受けられるが、来館者数とボランティア数が開館当初時から減少し続けており、効果的であるとは言い難い。来館者の満足度は比較的高い水準にあるので、来館者数をもっと増やす取組みに期待したい。」というご意見です。ほかにも、他の記念館は、来館者数が伸びている状況で、実績の伸び悩んでいるこの施設の取組が効果的・効率的とは評価できなかったところがありました。

次に、567「外国人への情報提供」です。

外国人向け生活情報・行政情報を、広報紙や外国語ホームページ等により、4 言語（日本語ルビつき、英語、中国語、ハングル）で提供するという事業です。根拠法令である「外国人への情報提供ガイドライン」というのは、庁内で組織を立ち上げ、外国人への情報提供をどのようにしたら良いのかをいろいろ検討し、その結果をまとめたもので、このガイドラインに基づいて外国人への情報提供を全庁的に行っています。

第 3 部会では、この事業の「効果的・効率的」を「適切」とした内部評価に対し「適当

でない」としました。「事業の目標・指標として『外国語ホームページのアクセス数』をあげているが、年間のアクセス数が伸びることは、外国人への情報提供が適切に行われているということにはならないと考える。アクセス数の増減だけでは、外国語ホームページにアクセスした外国人にとって適切な形で情報が提供できているかが把握できないのではないか。また、電子媒体だけでなく、紙媒体も重視しているとの説明があったが、そうであれば、紙媒体についても指標として設定すべきである。22年3月策定の『外国人への情報提供ガイドライン』に従って事業を実施しているとのことである。ガイドラインの検証を適宜行い、実効性を維持するとともに、上述した点を改善し、より効果的・効率的な事業となるよう努力していただきたい。」というご意見です。

最後に324「新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成」です。

新宿区勤労者・仕事支援センターに対して事業費を補助するという事業です。

第3部会では、この事業の「効果的・効率的」及び「目的又は実績の評価」を「適切」とした内部評価に対し「適当でない」としました。

「効果的・効率的」については、「多くの区民の今日的な『働きたい』、『働き続ける』という願いを受け止めるべく、ばる新宿とチャレンジワークの事業を統合して公益財団として出発したこと、財団の行う事業のうち勤労者福利厚生事業とリサイクル事業が当該経常事業の補助対象事業であること、23区でこのような補助を行っていない区もあることから行政の活動領域を『小』と分析したが区として必要な事業だと判断していることなどは、事業説明を聞いて理解することができた。しかし、民間の福利厚生事業も登場するなど、この事業をめぐる環境は変化しており、そうした状況の中で、事業指標の目標値を過去の最大会員数を目安に設定していることについて、事業説明を受けても未だ納得し難い。区があえて相当額の費用を補助するのであり、かつ会費も徴収しているのであるから、そうした資金が最大限活かされるような目標値の設定をされたい。それが難しいのであれば、補助がどれだけの効果を生んでいるのか、より明確にわかる指標を設定されたい。」というご意見です。

「目的又は実績の評価」については、「内部評価の記載欄やヒアリングにおける説明時間が不足していたことにもよるのかもしれないが、個々の補助対象事業の評価への踏み込みが不十分である。財団の実施する事業が多岐にわたり、それぞれ計画事業や経常事業に振り分けられているということがヒアリングを通して理解できたが、そうであるならば、この経常事業に振り分けられた事業についてそれぞれ分析し、どれほどの実績を上げたのか明らかにした上で評価されたい。」というご意見です。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

何点か補足しますと、まず全体に「効果的・効率的」に対する指摘が多いとお感じになったと思います。これは、所管課の説明や資料を見たときに感じた違和感について、それ

を煎じ詰めていろいろ議論をし、整理していくと、「効果的・効率的」のところが一番問題を提起しやすい傾向にあったためです。

次に、各事業についてです。

240「介護サービス事業者の質の向上」は、本来第2部会が担当するところ、第2部会の負担軽減ということで第3部会が評価した事業の一つです。ほかの部会の担当範囲を評価することは非常に勉強になりました。

「目的又は実績の評価」を「適当でない」としたのは、協議会の会員数が指標なのは少しおかしいのではないかとということです。内部評価を見ると「義務的自治事務」と分類されています。介護保険法の規定に基づいて、自治体が義務的にやっているということですが、介護保険法を見ても、新宿区が必ずこういうことをやらなければいけないとされているわけではありません。新宿区が介護保険法を解釈したところ、やったほうが良いと判断したものなので、ある意味、自主的な判断に基づいた「介護保険制度をよりよく運営したい」という意気込みが表れている事業です。

そういう意気込みを前提にするならば、もうちょっと考えていただいても良いのではないかとこの気持ちから、こういった評価になりました。

15「コミュニティ推進員の活動」は、そもそも推進員の理念として「地区協議会の事務作業をするもので、それ以上のことをするわけではない。」ということがあります。それ自体はそうなのでしょうが、それでも純粋に事務作業だけをするのではなく、地域コーディネーターとしての作用があるのではないかと多くの部会員が感じ、ヒアリングに際して所管課と議論をしたのですが、所管課は、「いや事務作業です」という一点張りでした。ただし、内部評価では、この事業を見直し・改善していく姿勢を持っているので、それに期待したいと考え、そこは「適当」としました。また、コミュニティ推進員を置いていることと同義になる指標はないと考え、そこは「適当でない」としました。

512「佐伯祐三アトリエ記念館の運営」については、ご苦労は非常に良くわかるのですが、すごく良い施設なので、期待している、頑張ってもらいたいという趣旨で「効果的・効率的」を「適当でない」としました。

567「外国人への情報提供」については、事務局からご説明のあったとおりです。

324「新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成」については、非常に複雑な事業で、内部評価やヒアリングを通してよくわからない印象でした。少なくとも過去の最大会員数を目標にするのは変ではないかと考え、そこを「適当でない」とすることによって問題を提起し、ほかにもいろいろと意見を記述しています。事務局からご説明いただいた内容も、多くのことを詰め込んでいるのでわかりにくいところがあったかと思います。

「行政の活動領域を『小』と分析したが」というところの趣旨は、23区の中でこういった事業を行っている区ばかりではなく、行政が必ずしも責任を持ってやらなければいけない事業とはされていないことから、内部評価で行政活動領域を「小」と、行政が責任を負うべき部分が小さいと分析しているのです。一方で新宿区自体は、この事業を非常に重要

だと考えているようなので、そのことを我々としても高く評価したいという趣旨です。

私からは以上です。

ご質問や補足等があればお願いします。

【委員】

567「外国人への情報提供」について「効果的・効率的」を「適当でない」としたのですが、内容的には「目的又は実績の評価」について言っているように見受けられたのですが、いかがでしょうか。

【会長】

指標の設定方法についての評価ということで「効果的・効率的」の評価としました。

【委員】

わかりました。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

<異議なし>

では、本日の取りまとめは以上です。

続いて、事業別行政コスト計算書について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

はい。

内容に入る前に、ご留意いただきたい点について、いくつかご説明します。

事業別行政コスト計算書は、「内部評価実施結果報告書Ⅱ（経常事業評価編）」の資料という位置付けになっています。ただし、これは来年以降も当てはまるのですが、6月に出納閉鎖が終わって決算が確定しなければ作ることのできない都合上、経常事業評価とは別のスケジュールで進行するため、内部評価に直接反映することはできません。あくまで資料になります。そこはご了承ください。

また、事業別行政コスト計算書は資料としての位置付けであり、これだけを見るものではありません。コストだけを見ても事業全体は見えませんから、評価が誤った方向にいく可能性があります。コストを見るときは必ず内部評価の内容や事業の目的等をしっかりと理解した上で見ていただくよう、十分ご注意ください。

最後に、新宿区と他の自治体では、基準としている方法が総務省の基準モデルや改訂モデル、その他のモデルなど異なることがあります。ですから、他の自治体の事業別行政コスト計算書と比較しようとするときは、双方の違いを分析してからでないと比較になりませんのでご注意ください。留意点については以上です。

次に事業別行政コスト計算書の内容についてご説明します。

これまでの内部評価においても、平均単価による人件費や一部の事業に減価償却費を記載するなどの取組を行ってきましたが、これに代わる新たな取組として、事業別行政コス

ト計算書を作成しました。

大きな変更点は、人件費の中の賞与引当金や物件費の中の減価償却など、現金収支では見えない隠れたコストも含めた総コストを表していることと、区民 1 人当たりの区税等投額や、利用者等事業ごとに 1 単位当たり了幾らのコストを要しているのかを表していることです。

人件費も含めた一事業当たりのコストを見えるようにする事で、区民への説明責任を果たすだけでなく、職員のコスト意識を向上させる狙いがあります。

新宿区の事業別行政コスト計算書は、発生主義と複式簿記の考え方を取り入れた総務省基準モデルの行政コスト計算書を準用して作っています。

発生主義というのは、収支の事実が発生した時点で計上するという考え方です。

減価償却については区のルールを定めました。建物については 500 万円以上の工事、備品については 50 万円以上のものを一定の割合で減らしていくという定額法によって算出しています。ここで土地や美術品は資産であっても減価償却はされないので、計算書には反映されてないことを覚えておいてください。

経常費用はフルコスト、人件費を含めた全部の費用です。純経常費用は、そのフルコストから経常収益を引いたものです。経常収益は、使用料・手数料、その他業務収益と関連業務等の収益です。

純経常費用の財源内訳は区独自の考え方によるものです。一般財源や補助金、国や東京都からの補助金等がどのような割合になっているかを示したものです。

人件費や減価償却費などの見えないコストも区税等一般財源に含まれますから、決算の金額とは当然ずれてきます。そこは理解しておいてください。

それから、会計基準は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの一会計年度における動きを表していますが、官庁会計との整合を踏まえ、出納閉鎖期間の 4 月 1 日から 5 月 31 日までの入出金を含めています。

人件費に係る間接経費は入れていません。あくまで所管課が当該事業に対して掛けている人件費になっています。

それと端数処理として、千円未満を四捨五入して算出しています。

説明は以上です。何かご質問はありますか。

【委員】

区民 1 人あたりというのは、区民の赤ん坊から成人まで全部入っているのですか。

【事務局】

入っています。

【委員】

外国人は含んでいますか。

【事務局】

含んでいます。

【委員】

区税等一般財源には区民税のほかにもどのようなものが入っていますか。

【事務局】

都区財政調整交付金などが入っています。逆に入っていないのは、国や東京都からの補助金、社会保険料などになります。

【委員】

人件費単価の中には、賞与、通勤手当、社会保険料なども入っているのですか。

【事務局】

賞与引当金、退職給与引当金なども含め、全て入っています。

【委員】

事業別行政コスト計算書には職員数が記載されていないのですか。

【事務局】

はい。それは内部評価をご確認いただきたいと思います。

ただし、内部評価にある職員数に平均単価を掛けても、実際にここに入っている人件費になりません。というのは、常勤職員の中には再任用職員がいますし、非常勤職員は再雇用職員と事業費非常勤職員の人数ですので、それぞれの明細で掛けていかなければいけないのですが、内部評価では常勤と非常勤までしか記載がないためです。

【会長】

1つのシートだけで全てを表すことは困難ですから、やむを得ないと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

評価の参考として、非常に興味深い資料なので、各委員ご確認いただきたいと思います。

事務局のご説明にもあったとおり、数字だけが一人歩きしても困りますから、我々にもより注意深い作業が必要とされていくと思います。

では、本日は以上で閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>